

日本セラミックス協会 協会活動有功賞 規程

2024年11月28日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が細則別表. 6 に定める協会活動有功賞について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会の運営、事業などの活動で顕著な貢献のあった者を表彰することにより、会員の協会活動に対する参加意欲の増大を促すとともに、協会活動の更なる発展を図る。

(賞の名称)

第3条 賞の名称は「日本セラミックス協会 協会活動有功賞」とする。

(表彰の件数)

第4条 表彰の件数は、1年1回 若干名程度とする。

(受賞候補者の資格)

第5条 受賞候補者の資格は、委員会、支部、部会やそれに準ずる協会諸活動に従事したと認められる、以下のいずれかに該当する者。

- ① 会員歴10年以上の個人会員。
- ② 協会諸活動に10年以上継続して従事したと認められる者。ただし、産前産後休業、育児休業、介護休業による一時中断の場合は、その一時中断した期間を除いて従事期間を算出し、継続して従事した期間とする。

(推薦手続)

第6条 受賞候補者の推薦者は 本会の支部長、部会長、委員長とする。

- 2 推薦者は、貢献のあった者1人を受賞候補者として推薦することができる。
- 3 推薦者は、所定の推薦書を運営会議議長宛に提出する。

(選考委員会)

第7条 受賞候補者選考のため、運営会議内に日本セラミックス協会活動有功賞選考委員会を置く。委員会の構成は、委員長1人、委員7人以上15人以内とする。

- 2 選考委員長は運営会議議長とし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 選考委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 選考委員は、以下のいずれにも該当する者の中から、運営会議において選出し、理事会の承認を得て、運営会議議長が委嘱する。
 - ① 委員会、支部、部会やそれに準ずる協会諸活動に関する経験を有している者
 - ② 第6条の推薦資格を有していない者

(選考の方法)

第8条 協会活動有功賞選考委員会における選考の方法は別に定める内規による。

(選考結果の承認)

第9条 選考委員長は選考理由を付して、受賞候補者の選考結果を理事会に答申する。

(公表)

第 10 条 理事会にて受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ協会誌および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。

(表彰)

第 11 条 表彰は、毎年度の定時総会終了後に開催される表彰式の席上にて行うものとし、賞状および副賞を授与する。

(規程の変更)

第 12 条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

付 則 この規程は、理事会承認の日（平成 16 年 3 月 19 日）から施行する。

改訂の経緯

2004 年 3 月 19 日 理事会制定 理事会承認

2007 年 9 月 25 日 第 5 条、第 7 条一部変更

2016 年 11 月 24 日 第 6 条一部改訂

2023 年 7 月 20 日 理事構成変更等に伴い、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条一部改訂

2024 年 2 月 29 日 第 5 条一部変更（受賞候補者資格文言の見直し、産前産後休業等の取扱いを追加）

2024 年 5 月 16 日 第 7 条 1 項一部変更（最少委員数の設定）、4 項一部変更（選考委員の資格を記載）
第 10 条（公表）追加

2024 年 11 月 28 日 第 1 条一部変更（細則別表 6 に変更）、第 11 条一部変更（表彰式の明文化）
第 12 条一部変更（理事会の議決を承認に変更）